

7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

(2) 業務目的

本業務は、現行の神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画が令和8年度末で終了するため、現行計画の見直しを行うとともに、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握し、市が取り組むべき課題や高齢者施策の方向性、サービス目標量を定める「神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」（令和9年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

「7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

2 業務に要する費用（見積限度額）

総額11,464,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち、令和7年度：6,954,000円

令和8年度：4,510,000円（債務負担行為）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格等に関する事項

各種調査・研究及びコンサルタント業務を中心業務としている法人であり、公告日現在、以下の条件をすべて満たしている者とする。なお、契約時までに参加資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

(1) 公告日現在において、令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿掲載をさ

れていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から優先交渉者決定の日までの間、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 市内に営業所を有する者は、市納税義務に対し完納していること。
- (7) 国又は地方自治体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年間（令和2年4月1日以降）において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示等に柔軟に対応できること。

4 参加表明等に関する事項

本業務のプロポーザルに提案を希望する者は、次の手続きをすること。

(1) 提出書類

- ①参加する意思がある場合には、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要な事項を記載の上、提出すること。
- ②参加表明後、事情等により参加を辞退する場合には、速やかに辞退理由等を記載した「プロポーザル参加辞退届」（様式10）を提出すること。

(2) 提出期限：令和7年6月6日（金）午後5時 まで

(3) 提出方法

電子メールのみとし、メールの表題を「7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明」とすること。なお、代表者職氏名の印については、押印のある「プロポーザル参加表明書」（様式1）をPDF等にて送信すること。なお、電子メール送信後は、必

ず電話にて送信の旨を連絡すること。※電子メール以外の方法による参加表明は受け付けない。

(4) 提出先：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）

※本プロポーザルに関する提出書類等は、神栖市ホームページからダウンロードすること。

5 質問の受付及び回答

本業務の仕様等について質疑がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出書類：「プロポーザル質問書」（様式2）

(2) 提出期限：令和7年5月30日（金）午後5時 まで

(3) 提出方法：電子メールのみとし、メールの表題を「7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(4) 提出先：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）

(5) 質問回答：令和7年6月5日（木）午後5時までに神栖市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

①「審査書類及び企画提案書等提出届」（様式3）

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア 「会社概要調書」（様式4）

本市が登記事項を確認するため、履歴事項全部証明書を提出

イ 「業務実績調書」（様式5）

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、類似計画の実績を証明することのできる書類

ウ 「業務実施体制」（様式6）

業務の実施体制、分担事務の内容について記入

エ 「配置予定技術者経歴書」（様式7）

業務主任技術者及び担当技術者の氏名、経歴、実績、資格等を記載

オ 「作業工程表」（様式8）

カ 「企画提案書」（任意様式）

キ 「見積書」（様式9）

見積書については、内訳書を添付し、正本は押印すること

(2) 企画提案書に係る作成要領

- ①企画提案書の様式は、A4縦、横書きを原則とする。文字サイズは見やすいフォント（11ポイント以上）で作成すること。
- ②企画提案書本文は20ページ以内とする。（表紙及び目次、パート仕切り等含まず。）A4両面及びA3用紙の折込は可とするが、2ページにカウントする。
- ③提案書類は、フラットファイル等（A4）に、提出書類名を記したインデックスにより、No.順に綴じて提出すること。
- ④提出書類を綴ったファイルの表紙及び背表紙には、タイトル「7・8神栖市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務企画提案書」及び会社名を記載すること。
- ⑤正本1部、副本10部

なお、受付印を押印した副本の返却を希望する場合は、副本11部とする。

※郵送による返却の場合は、返信用の封筒及び切手を用意すること。

(3) 提出期限：令和7年6月20日（金）午後5時（必着）

※土曜日、日曜日、祝日を除く、時間は午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出場所：神栖市福祉部長寿介護課（後記13参照）

(5) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、特定記録郵便などの配達記録が残るもので送付すること）

※上記期限内に提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 本市からの疑義照会

企画提案書等の内容について、必要に応じて、疑義の照会等を行うことがある。

7 審査方法等

本プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

実施体制、会社の実績、見積額、個人情報保護に関することについて事務局で審査し、高い評価を得た提案者を選考する。1次審査の総配点数の6割を最低基準点とする。第2次審査へ進むことができる提案者は、上位5者までとする。なお、採点の結果、これに満たない提案者は失格となる。

実施日：令和7年6月25日（水）予定

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による審査）

第1次審査により選考された者に対しプレゼンテーション等による審査を実施し、業務遂行力、企画提案書の内容、プレゼンテーション全般について審査する。提案者が複数の場合にプレゼンテーションを行う順番は、プロポーザル参加

表明書提出の早い順に行う。

なお、1次審査と2次審査の総合評価点のうち、最高点と最低点各1名分を除き合計した総合評価点の平均が、総配点数の6割に満たない提案者は失格となる。

(3) プレゼンテーション実施概要

- ①実施日 : 令和7年7月10日(木) 予定(詳細な日時等については、別途連絡する。) ※ただし、感染症等のリスク回避のため、審査方法を変更する可能性あり(書面審査やオンライン形式のプレゼンテーション審査等)。
- ②実施場所 : 神栖市役所 分庁舎2階会議室1
- ③所要時間 : 1提案者につき30分以内とする。
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)
- ④審査方法 : 提案者ごとに提案書に関する説明等を行い、その後審査員による質疑を行う。
- ⑤説明者 : 説明は3名以内とし、本業務の主任担当者または担当者が説明及び質疑応答を行うものとする。
- ⑥説明方法 : 説明は、企画提案書等の内容に基づくものとする。
- ⑦その他 : プレゼンテーションで使用するパソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

8 審査結果の通知

(1) 1次審査(書類審査結果)

審査結果を書面により通知する。(令和7年6月27日(金) 予定) なお、1次審査を通過した提案者については、審査結果に加えて、プレゼンテーション等を実施する旨記載した書面により通知する。

(2) 2次審査(プレゼンテーション審査)

審査結果を書面により通知する。(令和7年7月22日(火) 予定)

(3) その他

神栖市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出るものとする。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

9 日程

公告日	令和7年5月27日(火)
質問提出期間	令和7年5月27日(火)～ 令和7年5月30日(金)午後5時まで
質問回答	令和7年6月5日(木)午後5時まで
参加表明書提出期間	令和7年5月27日(火)～ 令和7年6月6日(金)午後5時まで
参加承認通知	令和7年6月9日(月)
企画提案書等提出期間	令和7年6月9日(月)～ 令和7年6月20日(金)午後5時必着
第1次審査	令和7年6月25日(水)予定
第1次審査結果通知	令和7年6月27日(金)予定
第2次審査	令和7年7月10日(木)予定
第2次審査結果通知	令和7年7月22日(火)予定
契約締結	7月下旬予定

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に参加しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書の金額が、業務に要する費用（見積限度額）を超過したもの
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 契約

- (1) 受託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

- (2) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、受託候補次点者との協議を行うものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の選定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

神栖市福祉部長寿介護課 担当：津賀、樽井

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1 7 4 6 番地1 神栖市保健・福祉会館内

TEL：0299-91-1700

FAX：0299-93-2399

E-mail：chouju@city.kamisu.ibaraki.jp

1 4 企画提案書等の著作権取扱

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (2) 市は提出された企画提案書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。